

令和6年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされているため、以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 109,069 千円

(歳出)

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 1,098,212 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	村 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他
社 会 福 祉	障害者福祉事業	230,960	148,109			18,238	64,613
	高齢者福祉事業	1,616	807			178	631
	児童福祉事業	523,073	384,318		10,341	28,267	100,147
	小計①	755,649	533,234		10,341	46,683	165,391
社 会 保 険	国民健康保険事業	58,376	31,110			6,002	21,264
	介護保険事業	110,698	6,536			22,929	81,233
	小計②	169,074	37,646			28,931	102,497
保 健 衛 生	健康診査等事業	20,963	4			4,614	16,345
	予防接種事業	26,472				5,827	20,645
	後期高齢者医療事業	126,054	21,505			23,014	81,535
	小計③	173,489	21,509			33,455	118,525
合計(①+②+③)		1,098,212	592,389		10,341	109,069	386,413

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。